

## 令和6年度事業計画

### 1. 基本方針

栗原市シルバー人材センターでは、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、高年齢者の豊富な経験・技術・知識等を活かして「福祉の受け手から、社会の担い手」として健康と生きがいを求め、「公共の福祉に貢献」、「地域社会づくりへの貢献」を目的に事業推進してきました。

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取り組みを強化していく必要があります。

国は、「働き方改革実行計画」や「高齢社会対策大綱」において、それぞれ、高齢者のニーズに応じた多様な就業機会の提供や地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材事業を推進するとしています。

高年齢者の生きがいのある生活の実現と、地域社会への貢献という役割を担うシルバー人材センターへの期待は、一層大きなものになっており、そうした期待に応えるためには、組織の拡大や事業の一層の活性化等に努める必要があります。

そのためには、会員拡大への取組強化が重要課題となります。女性会員の拡大、企業退職者層への働きかけの強化、退会抑制、新しい生活様式に対応した多様な就業機会の開拓などを重点に、事業を展開する必要があります。

しかし、ここ数年コロナ禍の影響により、会員数や契約額が減少する等大きな影響が出ている現状を踏まえ、当面は、適正な財務規律を維持しつつ、コロナ禍前の水準に回復させることを目標に取り組むこととし、今年度内に法施行が予定されているフリーランス新法に対しても適切に対応する体制整備を進めます。

特に、デジタル社会の到来を念頭に、スマホを活用した業務連絡やWebシステムの導入等デジタル技術を活用した業務の効率化は、フリーランス新法で求められる発注者の責務を果たす上でも重要となることから、会員がデジタル技術を理解し活用する能力（デジタルリテラシー）の向上を目指します。

また、会員の高年齢化、全国的な重篤事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取組を強化し、新型コロナウイルス等感染症の予防や健康確保等に適切に対応するとともに、就業機会の確保と創出を行う体制を構築し、国の補助体系の変革と社会構造の変化を見極めながら、着実な事業推進を図ります。

## 2. 重点事項

- (1) 会員の拡大と普及啓発事業
- (2) 就業機会の拡充・強化
- (3) 安全・適正就業の推進
- (4) 派遣事業の推進
- (5) 健全な事業運営と財務基盤の強化
- (6) 技術支援の講習会
- (7) フリーランス新法に対応する体制整備

## 3. 具体的な事業実施

### (1) 会員の拡大と普及啓発事業

会員の加入状況は、コロナ禍で第2次シルバー人材センター事業活性化計画書による年度会員数の目標値から大きく乖離したため、令和元年度の数値を基準とし、新たな目標数値を550人と設定して取り組みます。

会員の拡大により、地域社会のニーズを踏まえ積極的な就業により、当センターが、地域住民の期待に応えることができるよう事業推進します。

- 1) 活動計画を明確化し、会員の拡大と普及啓発を推進します。
- 2) 会員拡大と普及啓発の方法については、新聞折り込みによるチラシ発行、広報等を活用した会員募集、ホームページに「入会説明会」の日程等を掲載、会員による新規会員の勧誘運動（一人一会員の勧誘）を積極的に推進します。
- 3) シルバー事業を活性化するためには女性会員の拡大が重要であるため、シルバー人材センターのPRと、会員募集のイベント等を企画し会員拡大を図ります。
- 4) 女性会員等の拡大に繋がる夫婦会員の会費割引を継続します。
- 5) 年間を通した入会を促進するため年度途中の入会者の会費を見直します。
- 6) 普及啓発の促進として、各地区においてボランティア奉仕活動を実施します。

### (2) 就業機会の拡充・強化

シルバー人材センター事業の自立促進のためには、会員の就業機会の更なる拡大が必要不可欠です。地域のニーズを的確に把握し、民間企業、福祉施設、一般家庭や公共機関からの就業機会の拡充を推進します。

- 1) 活動計画を明確化し就業機会の拡充強化を推進する。職員はもとより、会員が営業マンとして就業先等で、次の仕事に繋がる情報の提供や、誠意ある丁寧な仕事で大きな信頼を得ることにより、受注の増加に繋がられるような就業を推進します。
- 2) 一般家庭での仕事の引受け等のチラシによる就業拡大の推進を図ります。
- 3) 既存業種の内容分析により繁忙期の解析、女性会員向けの職域拡大、更には、新た

な業種や冬場における就業先の確保を図ります。

4) 福祉施設及び事業所等において、請負いが可能な就業の拡大を図ります。

### (3) 安全・適正就業の推進

会員が就業する上で、安全で安心なシルバー事業の展開を図ることが重要であるため、安全就業ガイドラインによる安全作業の徹底を図り、各種の安全対策等を周知する。また、安全就業適正委員によるパトロールを強化し「安全は全てに優先する」を合言葉に、就業中の事故撲滅を図り、更に、健康に関する講習会等の開催により安全意識の向上を目指します。

事故発生時には、その都度検証を行い再発防止に努めます。

#### 1) 就業中の事故防止について

ア. 安全適正就業委員会による安全啓発の推進、及び、安全パトロール等の実施により安全就業の周知徹底を図ります。

イ. 屋外作業による保護具、ヘルメット等の着用徹底を図ります。

ウ. 声かけ運動、作業開始前のミーティング及び、就業報告書裏面のチェック項目に沿って、「健康・服装・保護具・周囲の状況・その他」について、「指差し呼称点検」を実施し安全就業の徹底を図ります。

エ. 夏場の水分補給等、熱中症対策の徹底を図ります。

オ. 蜂刺され対策（作業前の現場確認、適正な服装、オニヤンマを模したグッズの利用）を徹底します。

カ. 草刈作業での飛散防止ネット活用を徹底し安全操作講習会を実施します。

キ. 植木剪定作業での「安全帽」、「安全ベルト」等保護具着用を徹底します。

ク. 運転就業者の職業運転者講習の実施及び安全運転マニュアルの遵守を徹底します。

#### 2) 安全意識に関することについて

ア. 「安全だより」による季節的な安全作業の呼びかけ、安全情報等の周知を図ります。

イ. 草刈作業等の就業時に「安全就業中(草刈作業、植木剪定)」の、のぼり旗と看板を作業現場に立て安全意識の徹底を図ります。

ウ. 「安全スローガン」の募集により安全意識及び安全啓蒙を高めます。

エ. 安全就業講習会（交通安全等）を開催し安全意識の向上を図ります。

オ. 無事故チャレンジ運動を実施します。

カ. 健康診断の受診呼びかけを実施します。

キ. 安全就業推進大会の開催により安全就業の徹底と、会員相互の交流を図ります。

#### (4) 派遣事業の推進

会員の就業ニーズの変革や女性の活躍推進や人手不足企業への支援を目的として、現役世代が安心して働けるよう下支えとしての取組みを図るとともに、厚生労働省が示す「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、適正就業の推進を図ります。

- 1) 企業等のニーズを的確に把握することで就業開拓を推進します。
- 2) 派遣事業の就業形態による適正就業を推進します。
- 3) 委員会の開催と派遣会員へ「安全だより」により会議内容を周知します。
- 4) 派遣会員の安全就業及び労働安全衛生等の研修・講習会等を実施します。  
(必須講習として、職業運転者講習、交通安全・健康診断受診等)
- 5) 運転業務会員へ「運転業務に係る安全就業基準」を周知します。
- 6) 週20時間以上の業務拡大は、派遣先の要望により宮城県知事の許可を得て該当事業所と協議を進めながら週28時間を上限として拡大します。
- 7) 派遣元事業所として、労働安全衛生法に基づくストレスチェック等の健康保持に係る検査を実施します。

#### (5) 健全な財務運営と財務基盤の強化

「第2次・シルバー事業活性化計画書」に基づき、目標到達を目指して健全な財務基盤の確立を図ります。

- 1) 財務状況を分析し、業務実施方法等の見直しを行い、経費節減に努める事業推進により安定的な経営基盤の確立を図ります。
- 2) 国庫補助体系に合わせた事業推進により、財政基盤の強化を図ります。
- 3) 会員のデジタル活用の定着と普及を促すため、スマホ教室等を開催し、業務連絡等にスマホを活用し、業務の効率化を進めるとともに、通信費等の経費軽減を図ります。

#### (6) 技術支援の講習会

専門的な技術の会員が減少傾向にあるので、当該会員が培った技術、経験、ノウハウ等を経験の浅い会員へ継承育成を図ります。

- 1) 植木剪定講習会
- 2) 草刈機械等安全操作講習会
- 3) 清掃スタッフ技術講習会
- 4) 障子・網戸張り講習会
- 5) 運転就業者の職業運転者講習
- 6) 救急救命講習会

## (7) フリーランス新法に対応する体制整備

令和5年5月にフリーランス新法（以下「新法」）が制定され、今年度の秋までの法施行が見込まれている。新法では、業務委託する際の就業条件明示等が義務化され、シルバー人材センターが扱う業務においても、会員に対し就業条件等の明示が求められることから、適切に対応する必要があります。

また、新法の趣旨を踏まえ、発注者と会員が直接的な契約関係となるよう現行の契約方法を見直し、会員が新法の保護を受け、安全・安心に就業できる環境を整備する必要があります。

### 1) スマホを活用したデジタル機能の強化

煩雑な事務処理が発生することから、就業条件の作成明示に係る一連の事務処理をオンラインで完結できるよう事務の効率化を図ります。

### 2) 新法の制定を踏まえた契約方法の見直し

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法を見直し、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じるよう所要の規約等の整備を図ります。